

第7回 人種・国籍による差別——私人間適用？——

国家報告でも見たように、国際人権法関連での差別事案は数多い。中でも、私人による私人に対する差別は、いわゆる「私人間適用（効力）」の問題とも関係し、議論すべきことが多い。

日本の裁判例の中にも、人権条約の関連規定を私人間に何らかの意味で「適用」することが争われたものは少なくない。その代表例は、以下の3つである。

- 浜松宝石店事件
 - 静岡地裁浜松支部 1999(平 11)年 10 月 12 日判決

- 小樽公衆浴場事件
 - 札幌地裁 2002(平 14)年 11 月 11 日判決
 - 札幌高裁 2004(平 16)年 9 月 16 日判決 判例集未登載（別途送付）

- 千葉ゴルフクラブ事件
 - 東京地裁 2001(平 13)年 5 月 31 日判決
 - 東京高裁 2002(平 14)年 1 月 23 日判決

これらの裁判例を各自ダウンロードして読み、以下の問題につき、答案を作成して事前に提出する。A4・2頁を上限とする。

1. 前二者で関連条約が「適用」され、最後の事件で「適用」されていないことはどのように説明すべきか。
2. 私人間「適用」の問題について、憲法でなされている議論と全く同様に考えて良いか、違いがあるとすればどのような違いか。

なお、静岡地裁浜松支部判決は、そのほとんどが事案と関係のない無意味な記述になっているので、そのような部分は適宜読み飛ばしていただきたい。